

平成24年9月30日までの診療分で、  
医療機関等の窓口負担の免除は終了となります。

東日本大震災により被災した被保険者・被扶養者の医療機関等窓口負担の支払いを免除してきたところですが、平成24年9月30日で、免除が終了となります。

平成24年10月1日から、医療機関等を受診される場合は、窓口で一部負担金の支払が必要となります。

◆ 「一部負担金等免除証明書」をご返還ください。

「一部負担金等免除証明書」の発行を受けた方には、健保組合から通知いたしますので、通知内容に従ってご返還ください。